

大和市告示第61号

大和市住宅用再生可能エネルギー・省エネルギーシステム等設置費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和7年3月28日

大和市長 古谷田 力

大和市住宅用再生可能エネルギー・省エネルギーシステム等設置費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

大和市住宅用再生可能エネルギー・省エネルギーシステム等設置費補助金交付要綱（令和2年大和市告示第49号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

大和市住宅用太陽光発電システム等設置費補助金交付要綱

第1条中「住宅用再生可能エネルギー・省エネルギーシステム」を「住宅用太陽光発電システム」に改める。

第2条第2号中「住宅用太陽光発電システム」の次に「の設置」を加え、同条第3号を削る。

第4条第1号中「太陽光モジュール」を「太陽電池モジュール」に改め、同条第3号を削る。

第6条中「大和市住宅用再生可能エネルギー・省エネルギーシステム等設置費補助金交付申請書」を「大和市住宅用太陽光発電システム等設置費補助金交付申請書」に改め、同条第2号中「又は」を「若しくは」に改め、「売買契約書の写し」の次に「又はこれらに代わるもの」を加える。

第7条中「大和市住宅用再生可能エネルギー・省エネルギーシステム等設置費補助金交付等決定通知書により、」を「大和市住宅用太陽光発電システム等設置費補助金交付等決定通知書により、当該」に改める。

第8条第1項中「大和市住宅用再生可能エネルギー・省エネルギーシステム等設置計画変更承認申請書」を「大和市住宅用太陽光発電システム等設置計画変更承認申請書」に改め、同条第2項中「大和市住宅用再生可能エネルギー・省エネルギーシステム等設置計画変更承認通知書」を「大和市住宅用太陽光発電システム等設置計画変更承認通知書」に、「それぞれ」を「当該」に改め、同条第3項中「大和市住宅用再生可能エネルギー・省エネルギーシステム等設置計画中止届」を「大和市住宅用太陽光発電システム等設置計画中止届」に改める。

第9条中「設置を」を「設置等を」に改め、「日（システム等が設置された住宅を購入した場合は、その引渡日。以下同じ。）の翌日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の3月15日（日曜日若しくは土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23

年法律第１７８号）に規定する休日（以下この条において「休日等」という。）に当たる」を削り、「その直前の休日等でない日）のいずれか早い」を「市長が別に定める」に、「大和市住宅用再生可能エネルギー・省エネルギーシステム等設置完了実績報告書」を「大和市住宅用太陽光発電システム等設置完了実績報告書」に改め、同条第１号中「とするものとする。」を「であるもの）」に改め、同条第２号中「（住宅用太陽光発電システムの場合は、太陽電池モジュールの設置枚数が確認できるもの。ただし、設置環境により写真撮影ができない場合は、システム等の配置図でも可とする。）」を「等」に改め、同条第４号中「（第２条第１号及び第２号に掲げるシステム等の設置等をする場合に限る。）」を削り、同条第５号中「それぞれ」の次に「システム等が未使用品であることを確認できる書類として」を加え、「書類」を「もの」に改め、同号ア中「設置した太陽電池モジュールの変換効率及び当該システムが未使用品であることが確認できる」を削り、「）」の次に「等」を加え、同号イ中「及びエネファーム」及び「当該システム等の」を削り、「の写し又は保証書」を「、保証書等」に改め、「若しくはこれに代わるもの」を削る。

第１０条中「大和市住宅用再生可能エネルギー・省エネルギーシステム等設置費補助金交付額確定通知書」を「大和市住宅用太陽光発電システム等設置費補助金交付額確定通知書」に改める。

第１１条第１項中「大和市住宅用再生可能エネルギー・省エネルギーシステム等設置費補助金交付請求書」を「大和市住宅用太陽光発電システム等設置費補助金交付請求書」に改める。

第１３条第２項中「大和市住宅用再生可能エネルギー・省エネルギーシステム等設置費補助金交付決定取消通知書」を「大和市住宅用太陽光発電システム等設置費補助金交付決定取消通知書」に改める。

第１４条中「大和市住宅用再生可能エネルギー・省エネルギーシステム等設置費補助金返還請求書」を「大和市住宅用太陽光発電システム等設置費補助金返還請求書」に改める。

別表第１号様式の項から第８号様式の項までの項様式の名称の欄を次のように改める。

大和市住宅用太陽光発電システム等設置費補助金交付申請書
大和市住宅用太陽光発電システム等設置費補助金交付等決定通知書
大和市住宅用太陽光発電システム等設置計画変更承認申請書
大和市住宅用太陽光発電システム等設置計画変更承認通知書
大和市住宅用太陽光発電システム等設置計画中止届
大和市住宅用太陽光発電システム等設置完了実績報告書

大和市住宅用太陽光発電システム等設置費補助金交付額確定通知書

大和市住宅用太陽光発電システム等設置費補助金交付請求書

別表第 1 1 号様式の項及び第 1 2 号様式の項様式の名称の欄を次のように改める。

大和市住宅用太陽光発電システム等設置費補助金交付決定取消通知書

大和市住宅用太陽光発電システム等設置費補助金返還請求書

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日前にこの要綱による改正前の大和市住宅用再生可能エネルギー・省エネルギーシステム等設置費補助金交付要綱の規定により支給した補助金に係る取得財産の管理及び処分、交付決定の取消し、補助金の返還、調査並びに協力については、なお従前の例による。
- 3 この要綱の施行の際、現に作成されている用紙が残存する間は、必要な補正をして引き続き使用することができる。